

産業厚生常任委員会報告

令和8年6月25日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和8年6月16日午前9時56分から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、6月8日に本委員会に付託されました議案1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月8日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第44号 美浜町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：新設された地方自治法第243条の2の7は、どのような理由で追加されたものか。

回答：地方自治法の改正に伴い、公金収納事務のデジタル化に関する規定を整備するため追加されたものである。

質疑：地方自治法の条項追加に伴い、後続条文の繰り下げが行われているが、これは全国共通の改正なのか。

回答：今回の改正は地方自治法改正に伴う全国共通の対応であり、第243条の2の7が新設されたことにより、後続条文番号が繰り下げとなったものである。

質疑：地方自治法第243条の2の9に関連する職員の賠償責任について、過去に上下水道事業で該当事例はあったのか。

回答：過去に該当する事例はなかった。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第44号 美浜町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時、本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。